

II 基本計画の目的

1. 計画の目的

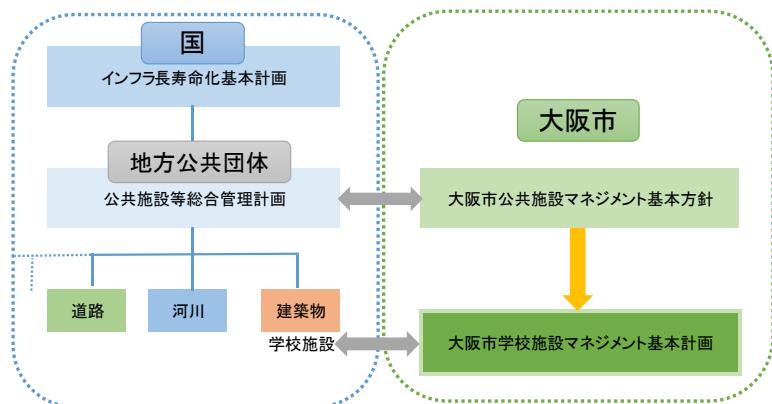
本計画の主な目的は、今後一斉に老朽化に伴う更新が必要となる学校施設に対し、中長期的な維持管理費等におけるトータルコストの縮減を図りつつ、学校施設における機能を充実・確保し、めざすべき学校園像を実現することです。

これまでの校舎改築・改修等方針を見直した上で、事業費の圧縮が実現可能となる計画的整備を実施し、本市の中長期的な財政負担の軽減に寄与します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「大阪市公共施設マネジメント基本方針」を上位計画として、学校施設整備にかかる基本方針を定めるものです。

なお、総務省から策定の要請があった「公共施設等総合管理計画」の建築物(学校園)に関する個別施設計画にあたります。



3. 計画の期間

本計画の期間は、平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間とします。

なお、令和 4 年度に計画策定後 5 年を迎えたことから、事業の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、計画の見直しを行いました。

4. 計画の対象

本市すべての学校施設として、大阪市立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校を対象とします。

各学校園の基本情報は巻末付録に一覧化しています。

なお、高等学校については、令和 4 年 4 月に大阪府へ移管されたことにより、本計画の対象外としています。